

平成25年第1回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成25年2月8日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成25年2月8日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号から議案第4号
- 第4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第1号から議案第4号
- 第5 発議案第1号
- 第6 発議案第2号
- 第7 発議案第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	23番	岩崎隆寿君
24番	祝優雄君		

欠席議員（1名）

22番 加賀博昭君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 甲斐元也君 副市長 金子優君

総合政策監	藤	井	裕	士	君	総務課長	山	田	富巳夫	君
総合政策 総課長	高	松		登	君	財務課長	伊	貝	秀一	君
地域振興 地課長	計	良	孝	晴	君	建設課長	石	塚	道夫	君
財務課 契約管 理幹主	鈴	木	一	郎	君					

事務局職員出席者

事務局長	名	畑	匡	章	君	事務局次長	村	川	一	博	君
議事調査 係長	中	川	雅	史	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第1回佐渡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、12番、中川隆一君及び14番、村川四郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（祝 優雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る2月5日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程は、お手元に配付の市議会臨時会会期日程をごらんください。

この後、議案の上程、提案理由の説明、議案の質疑、委員会付託を行い、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行いまして、審査終了次第、委員会審査報告書の配付、委員長質疑、議案に対する討論の受け付け、議会運営委員会を開催し、その後本会議を再開し、委員会審査報告、委員長質疑、議案に対する討論、採決、それから発議案の上程、採決を行います。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

日程第3 議案第1号から議案第4号

○議長（祝 優雄君） 日程第3、議案第1号から議案第4号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。

議案第1号から議案第3号までにつきましては、関連した議案でありますので、一括してご説明を申し上げます。議案第1号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第2号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第3号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について。以上の3議案は、両津港埠頭地区開発事業にかかわる施設建設工事について、それぞれ平成24年11月20日及び平成25年1月24日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。本案は、一部事務組合の新潟県市町村総合事務組合から下越清掃センター組合と上越地域水道用水供給企業団が脱退し、また小千谷市が新たに公平委員会に関する事務を共同処理することから、地方自治法第286条第1項の規定により新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをしたいと思います。

議員の方はご承知のとおり、体育館とあわせて、この北埠頭の入札については再三入札が行われたものです。体育館については3回で決まったようですが、今回の北埠頭については4回目で決まったということなのですが、体育館についてこの間聞いていることと言えば、型枠工の単価等が合わなかった、それもあるし、本来ならやる予定だったカーテンを外して出すとかみたいな変更をかけて体育館はやったと思うのですが、この北埠頭の場合は一体何が大きく変わって、こうなったのか。

それと、2つ目は、一体これいつから、ここに出ているのですが、いつから工事に入るのか、お尋ねをしたい。

それと、もう一点は、継続費の設定でいうと、今年度以降が実質工事の予算の歳出の時期になると思うのですが、今回10億でしょう。そうすると、あと残り1億ちょっとしか継続費でないわけなのですが、この範疇の中でこの事業は完了するものなのですか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

まず、設計内容の見直しという部分でございますが、今回の北埠頭の関係に関しましては、設計の項目については一切いじっておりません。ただ、単価の見直しをさせていただきました。鉄筋、型枠、屋根の鉄骨等の単価の見直しを行っております。

あと、工事の入る部分でございますが、議会で承認をいただければ、早急に業者との打ち合わせ会議を開いて、その上で現場にいつ入るかとか、あとそういうものについての話し合いをして、早急にかかりたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

継続費の関係でございますが、継続費３年ということで、最終年が25年度末ということになっております。工事費のほうも相当の額がございますが、今回の入札に当たりましては26年２月28日という工期を設定しておりまして、業者もその工期の中でやれるということでとったものでありますので、継続費の補正というのは今現在は当初どおりと考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○８番（中川直美君） まず、単価の見直しです。業者の質疑応答書の中で同じような質問が出ていますね、これ最初の段階で。設計の内容について、軽微な変更しか見られません。前回との違いはどのようなものですかという中に、今答えたような中身が入っているのですが、それでこれだけの差額を業者は、とりたいという意向があったのかどうか知りませんが、落とせたという理解でいいのかどうなのか。

それと、２点目は、これは11月時点の業者の質疑応答書です。その中に工期の問題も出ています。11月の時点で、工期が大変に厳しいと思われるが、工期の延長は可能かということで、あなた方は可能でないと言っているのだけれども、11月の時点からもさらに遅れて、ここまで来て本当に工期が成り立つのか。

それと、もう一つは、現在はこの北埠頭のところ舗装されていますよね。これも業者の質問が出ているのですが、既存の舗装の撤去がこれは入っていないと。そうすると、あれを撤去しないと工事にかかれなわけなのですよ。そうすると、この部分の工事の金額はどうなるのか。

それと、もう一つは、業者からも出ている、多目的ホールの鉄骨梁において長くて運べないのだと、これはどうするのだと言ったら、あなた方の答えでいくと、変更設計の協議の対象とすると。事実上これは協議して、変えざるを得ない。そのことによって単価がまた上がるのではないかと私どもは思うのですが、この辺は具体的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

まず、質問にあった変更の内容、これについては実際これから工事が契約となれば、その打ち合わせに入ります。ただ、やはり予算もありますので、そこの中でどういうやり方があるか、それは双方の疑問点を出し合って、それを話し合いの上でやっていくということになろうかと思います。

舗装の撤去についてもやはり当初私らのほうで見ていなかったという部分については、やっぱり見るべきであったというふうに考えますが、全体の工事費の中でやはり吸収していくということが必要になってくようかと思います。そういう意味で、原設計の考え方を残しながら、やはり業者との打ち合わせの中でそういうものを吸収していきたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 最後の今ある舗装撤去のことですが、今の答弁ですと、あなた当初この質疑応答書では業者に対して本工事の範囲外だと、別の工事なのだと言っていたのだが、あなた方は業者に頑張ってやってもらうようなあれをすると、こういう答弁だったというふうに思うのですが、もともと例えば体育館でいえば、体育館のほうは本体工事もともと大きいのだが、あれが1億3,000万円当初から下がって入札。今回ののは、第1回目と比較すると約1億2,000万近く下がっているのです。全体総額小さい中でこれだけ下がるということは、かなりいろんな部分が圧縮をされているはずなのです。そんな中で、今言ったような、あれをやるには今舗装されている面を、大した額ではないのかもしれませんが、あれをとって、基盤のちゃんとしたものにしてということが必要になってくるのだが、これちょっとおかしくありませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

工事現場におきましては、想定されないいろいろなことが起こります。今回の舗装についてもやはり全体の工事の枠の中でしっかりと必要なものは認めて、変更設計をしていくということで、予算の範囲内でしっかりやっていくという考え方でございます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） この見直しというのが、先ほど中川君が指摘したように、11月ののが今、年度末へ来て締結を、議会の議決を見なければならぬというような、こういう動きそのものが非常に私は問題がある。甲斐市政の脇の甘さが十分ここに出ておると私は思うのです。入札をやはりあなた方は何回かいろんな詰めをやって、審議をやっておって、ではどこの時点で、誰が責任を持ってチェックして、よかろうという話を出したのか。甲斐さんのところにはそれがどこまで届いておるのか。佐和田の、ありがたいことに、総合体育館しかり、この北埠頭の事業しかり、大きな見直しの金額が増額しております。こういったことがやたらに動くということは、物の考え方に実は私は揺るぎがあるというか、甘さがあると、こう思うのです。こんなことが繰り返されるということ自体が執行部として絶対に反省してもらわなければなりません。そこで、建設課長がとうとうとさっきから答えておりますが、どこの時点で業者との単価の見直し、そしてその見直しがよかったか悪かったかというところのあなたがチェック責任者なのか、あるいは執行者の甲斐市長のところまで届いて、市長からよかろうという話をいただいているのか。実に私から、外から見ると、そういう状況が見えません。ましてやそんなことが1回で決まったというなら話は別ですが、11月から今日の2月の現在まで、期間があることがあったわけですから、その間に何度か議会とも、あるいは所管委員会とも、そういう詰めというものがあって、いち早く入札、締結ということをやらなければならぬと、こう実に思うわけですが、そこについて、建設課長のほうから、それから執行者のほうから、どなたが、誰が最後チェックをして、よしということにしたのか、まずそれからお聞きします。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） お答えいたします。

設計書内容の見直しですが、11月22日、再入札において不調になった段階で、さて、この次の部分をどうするかということで内部で協議をいたしまして、先ほど言いましたような単価の見直しをさせていただいたと。それで、決裁の部分ですが、これは当然市長決裁になりますので、市長までの決裁を上げております。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） こういう工事をやる時にはそれなりの変更というものはあるというのがあるのでありますけれども、このような大きな変更があったということはまことに本当に申しわけなかったというふうに考えております。いかなる事情があろうとも、こういうことがあってはならないわけではありますが、これは議会を通しながら皆様方にもおわびを申し上げてきたところでございます。今後このようなことのないように注意をして、指導してまいりたいと思っております。

なお、今建設課長が答弁をいたしましたとおり、22日に不調になった段階で、私どもみんなで協議をいたしまして、どこに問題があるのかということについて打ち合わせをさせていただきました。その結果、この単価とかということについての問題があったということでありますので、その段階で詰めさせていただいたと。このことを詰めていけということの指示は、私のほうでいたしました。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これでおきますが、とにかく単価の見直しをしなければならぬというような入札をしかもやろうなんていうこと自体がおかしいので、単価見積もりがきっちりしていなければ、入札の締結が判断だということへ進んではいきませんよ。しかも、大手の業者を入れておって、しかも2つとも、体育館にしる、これにしる、業者のいわば、曲解すると、言いなりのような結論で玉回しをしておると。仕方なくつくらなければならぬので、時間もないから、いいところで手を、歩み寄って、手を打つと、こういう慣習は一番こういう公共事業にはゆゆしき問題になって、後を引くのです。もっと厳しく脇を締め、執行者はもとより、その担当課長、担当課長に、ど素人なわけですから、そんなことを求めること自体おかしいのですけれども、実際厳しくやっていただかないと、金が余ってやることではないのですよ。2つとも、ある意味においては、今ここへ来ると、つくる必要ないというぐらいの話が出るぐらいの建築をあなた方は押し切ったわけですから、だから私はぜひ後顧の憂いのないような注意をやって、今後に生かしていただきたい。これをお願いして、以上で終わります。

○議長（祝 優雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結します。

議案第2号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（電気設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（機械設備）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をします。

委員会の審査のため暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号から議案第4号

○議長（祝 優雄君） 日程第4、これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第1号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第2号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第3号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（機械設備）工事請負契約の締結について。以上3議案は、いずれも両津港埠頭地区開発事業に係る施設建設工事に関する請負契約の案件であり、それぞれ執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しまし

た。

議案第4号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、新潟県市町村総合事務組合から下越清掃センター組合と上越地域水道用水供給企業団が脱退し、また小千谷市が新たに公平委員会に関する事務を共同処理することから、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更をすることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより議案第1号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（建築）工事請負契約の締結について、質疑に入ります。

中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ただいまあった委員長報告に対する質疑を行います。

さきの議会でも指摘をしましたが、普通こういった案件になりますと、委員会での意見等もつくのですが、ほとんど意見も何もついておりません。しかも、質疑の通告の中でも書いておきましたが、ここの3月議会で3年間9億3,850万円の継続費が6月議会で約37%ふやされて、12億8,810万円という十分な補正がなされているものであります。しかも、この間議会にも説明があったように、入札不調だったという、こういう事態のあった事業でありますので、意見がなかったというのは極めて不思議なもので、質疑をさせていただきます。今ほど言いましたように、本体工事入札が実質4回も行わなければならなかった問題点は一体どこにあったのか、まずお尋ねをしたいと思います。

2点目は、今回の入札で継続費の残が約1億円しかないことになりましたが、事業完成に必要な外回りの整備あるいは物品等の購入等はこの事業の中で十分対応できることになっているのか。

3点目は、今は2月であります、工期は実質平成25年度のみということになりますが、この工期で事業が完了できるのか、また今後の追加の補正等はないのか、その辺はどのように審査をされたのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員の質問にお答えをいたします。

まず、第1点目、本体工事の入札が4回行われたということなのですが、基本的に申し上げれば、財務規則上も全く問題ないということで聞いておりますので、基本的には問題なしということであろうというふうに理解をしております。

2番目の継続費の残が1億円しかないことになるのだが、事業完成に必要な外回り整備や物品等の購入に問題はないかということでございます。これにつきましては、基本的に予算内で行いたいと聞いております。

3番目の工期は実質平成25年のみだが、可能か、また今後の追加補正はあり得るかということですが、これにつきましても工期につきましては基本的には今のところ可能だというふうに聞いております。また、

追加補正は基本的に考えていないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） その入札の関係です。実質4回なのですが、財務規則上は問題ないということなのですが、財務規則上でいうと2回までと、つまり1回で2回ですよね。1回で2回が財務規則なのです。ところが、公告の仕方を変えたからといって、実質問題、審査もしていたようですが、ほとんど変えた中身がわからないものを公告を変えただけでもう一回やっているということで、本来財務規則上の再入札は2回までという規則の精神から見ると、これは私極めて大問題だろうな。私ちょっと調べてみました。全国的にも調べてみますと、入札不調の事案というのは結構ふえているようです。不調の場合、ではどうするのかという対応も含めて、そういったルールを持っている自治体も私幾つか拝見しているところなのですが、財務規則上の精神からいうと2回、しかも実質、公告は変えたのだけれども、中身は実態上本体工事をもう一回やっているわけで、これは私は実態上として見たら4回やっているということになるのではないかというふうに私は思うのですが、そういったところをきちんとしないと、例えば今回4回目だめであったら、また公告を変えて、もう2回やるという話になるわけですよ。そういう意味でいうと、さっきも言いましたが、全国の事例見てもわかるように、入札不調だったときの対応の仕方というのを私しっかり定めておく必要があると思うのですが、そういった部分の審査はされたのか。また、入札不調だった場合の対応は具体的にどのようになっているのか、わかればお教え願いたいと思いますが。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員のご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりで、2回、再入札終わりましたと、それで不調になりましたというところで、本来であれば、方法としましては、設計を見直して、新たに入札をかけるということと、あと今回の場合は制限つき一般競争入札で、議員ご承知のとおり、地域要件のほうをとっております。ということで、そのどちらかを見直して、新たに募集をして、入札をするというような形で、今回1度目、2度目、電子入札なので、1日置きまして、2回目を行うのですけれども、実質2回、2度の入札というふうに判断しております。その中で設計を変えて、入札を行ったということであります。不調になったとき、確かに随契というのも考えられるのですが、その場合は金額にもよりますし、今回かなりの高額ということで、2社以上の今度見積もりをとってやるということなので、それよりも今回の場合は設計を見直して、新たに募集をかけてということになったと聞いております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） それでは、そもそも最初にお尋ねをしたことではありますが、もともと9億4,000万円近くだった継続費を3カ月足らずの6月議会で約3億5,000万円近く補正かけたのです。つまり十分な予算をとったにもかかわらず、つまり入札不調、不調あるいはということでいうと、つまり十分な予算を繰入れなかったというふうには素人目にも見えるわけですが、そういった意味では十分な予算をとったにもかかわらず、今回のような事態になった根本的な原因は一体どこにあったのか。

○議長（祝 優雄君） 中川総務文教常任委員長の答弁を許します。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員の質問にお答えいたします。

これは、議員おっしゃることもわかるのですが、補正をしたからというのではなくて、これはあくまでも補正をしたから、入札これだけ予算を組んでいるのに落ちないのはおかしいのではないかというのではなくて、あくまでもこれは設計と応札する業者側との金額が合わなかったということでありまして、補正は私は関係ないと思っております。逆に、議員おっしゃるように、ではそもそもの原因は何かと言われれば、その後２回目の入札のときに若干その内容を変更していきまして、今まで直で見えておった鉄筋の加工みたいなのを湾曲でとか、あと型枠等の単価を見直しております。問題があるとすれば、その部分に関することをお初から見込んでおれば、こういうふうにはならなかったのかなと、それを最後の最後というか、お初から見れなかった、設計に見てあげられなかったということに問題があるとすればあったのかもしれない。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の質疑を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した議案第１号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（建築）工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した議案第２号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（電気設備）工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した議案第３号 両津港埠頭地区開発事業施設建設（機械設備）工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した議案第4号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第1号

○議長（祝 優雄君） 日程第5、発議案第1号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君）

発議案第1号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年2月8日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	金 田 淳 一
賛成者	〃	中 川 直 美
	〃	根 岸 勇 雄
	〃	金 子 克 己
	〃	佐 藤 孝
	〃	村 川 四 郎
	〃	大 澤 祐治郎

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条の表総務文教常任委員会の項中「、島づくり推進課」を削り、同表産業建設常任委員会の項中「観光商工課」を「観光振興課、産業振興課」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出しを「(特別委員会の設置等)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間は在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の佐渡市議会委員会条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、改正後の佐渡市議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

本案は、昨年9月5日に公布された改正地方自治法に合わせて全国市議会議長会が示した準則に基づき、委員会条例の諸規定を改め、あわせて常任委員会の所管課に関する規定を新年度の市の組織体制に合わせるものであります。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第2号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、発議案第2号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君）

発議案第2号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年2月8日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者 佐渡市議会議員 金 田 淳 一

賛成者	〃	中 川 直 美
	〃	根 岸 勇 雄
	〃	金 子 克 己
	〃	佐 藤 孝
	〃	村 川 四 郎
	〃	大 澤 祐治郎

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9節 会議録（第77条―第81条）」を

「第9節 公聴会、参考人（第77条―第83条）」に、

第10節 会議録（第84条―第88条）」に、

「第82条―第86条」を「第89条―第93条」に、「第87条―第103条」を「第94条―第110条」に、「第104条・第105条」を「第111条・第112条」に、「第106条―第117条」を「第113条―第124条」に、「第118条・第119条」を「第125条・第126条」に、「第120条―第129条」を「第127条―第136条」に、「第130条―第136条」を「第137条―第143条」に、「第137条―第141条」を「第144条―第148条」に、「第142条―第150条」を「第149条―第157条」に、「第151条―第156条」を「第158条―第163条」に、「第157条」を「第164条」に、「第158条」を「第165条」に、「第159条」を「第166条」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第132条」を「第139条」に改める。

第9章中第159条を第166条とする。

第8章中第158条に見出しとして「（議員の派遣）」を付し、同条を第165条とする。

第7章中第157条を第164条とする。

第6章中第156条を第163条とし、第152条から第155条までを7条ずつ繰り下げ、第151条第2項中「第105条」を「第112条」に改め、同条を第158条とする。

第5章中第150条を第157条とし、第142条から第149条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第141条を第148条とし、第137条から第140条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第136条を第143条とし、第130条から第135条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第129条を第136条とし、第120条から第128条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第119条を第126条とし、第118条を第125条とする。

第2章第4節中第117条を第124条とし、第106条から第116条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第105条を第112条とし、第104条を第111条とする。

第2章第2節中第103条を第110条とし、第98条から第102条までを7条ずつ繰り下げる。

第97条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第104条とする。

第96条を第103条とし、第87条から第96条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第86条を第93条とし、第82条から第85条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第81条を第88条とし、第77条から第80条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第77条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第78条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第79条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第80条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第81条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第82条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第83条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第97条第2項の改正規定（「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める改正規定に限る。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

本案は、改正地方自治法に合わせて全国市議会議長会が示した準則に基づき、これまで委員会のみ認められていた公聴会及び参考人の制度を本会議においても可能とするための規則を会議規則に追加するもの

であります。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 発議案第 3 号

○議長（祝 優雄君） 日程第 7、発議案第 3 号 佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君）

発議案第 3 号

佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年 2 月 8 日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	金 田 淳 一
賛成者	〃	中 川 直 美
	〃	根 岸 勇 雄
	〃	金 子 克 己
	〃	佐 藤 孝
	〃	村 川 四 郎
	〃	大 澤 祐 治 郎

佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例（平成16年佐渡市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

佐渡市議会政務活動費の交付に関する条例

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第 5 条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等を通して市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1、議員にあっては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第8条第1項中「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市政、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

別表第2（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う市政、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望・意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

要請・陳情活動費	議員が要請・陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐渡市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(佐渡市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 佐渡市特別職報酬等審議会条例（平成16年佐渡市条例第331号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第3号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

本案は、改正地方自治法に合わせて全国市議会議長会が示した準則に基づき、政務調査費の使途として新たに要請・陳情活動費等を追加し、あわせて政務調査費の名称を政務活動費に改めるものであります。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

これにて平成25年第1回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 祝 優 雄

署 名 議 員 中 川 隆 一

署 名 議 員 村 川 四 郎